地 基 補 第 6 8 号 平成23年3月16日

地方公務員災害補償基金 各支部事務長 殿

地方公務夏災害補償基金 補償課長 阿部健郎 (公 印 省 略)

精神疾患等の事案に係る調査に当たって留意すべき事項について(通知)

精神疾患に起因する自殺及び精神疾患(以下「精神疾患等」という。)に係る公務上の災害の一層迅速かつ公正な認定に資するため、公務上の災害となり得るための具体的な出来事及び着限点を示すものとして、別表「業務負荷の分析装」(以下「別表」という。)を策定しました。ついては、精神疾患等の事業に係る調査に当たっては、平成23年4月1日以後、下記の事項に留意のうえ、別表を積極的に活用するようお願いします。

記

1 別表の活用については、別紙「「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について」を参考にすること。

なお、迅速かつ十分な調査のためには、任命権者等の協力が不可欠であることから、調査の際には任命権者等において本通知の趣旨を踏まえた適切な対応が求められること。また、別表は、精神疾患等について公務上の災害となり得る具体的な出来事等を明記していることから、例えば、研修での活用等を通じ、各職場において精神疾患等に係る公務上の災害に対する職員(災害補償の担当職員のみならず、安全衛生の担当職員及び管理的立場に立っている職員を含む。)の認識を高め、その防止にも資するものと考えられること。

2 別表を活用するのは、平成28年4月1日以後に公務災警認定請求のあった事案とするが、その前に請求のあった事案についても、調査に当たっては、

別表の趣旨を踏まえるよう努めること。

3 別表の(注) 1 (4) にもあるとおり、「過重な負荷となる可能性のある業務例」は、過去に公務上の災害と認定した事例等を参考にまとめたものであり、これらの業務例の類似の事業を含め、公務災害認定論求事案が公務上の災害と認められるかどうかは、「着限する要素」を参考に分析し、かつ、医学経験則に限らしたうえで、あくまで個別事案ごとに判断されること(当該類似の事案以外の事業も同様に判断されること)。

別表 業務負荷の分析表

整接負荷の短型	出来事例	過更な負荷となる可能性のある業務例	活眼する要素
1 異常な 出来事へ の逍遥	・公務上で重大な疾病や大きなけがをした・ ・職場で悲惨な事故や災害の体験(国際)をした・ ・敵場での事故で障害が ・敵場での事故で障害が 残った	〇精神的に躍乱した患者から最行を受け負 傷した場合	〇出来事の異常性の度 ・通常憩定される範囲を超えるか否か ・過常憩定される範囲を超えるか否か ・過行等の稳度、暴行等を受けた岬の状況、時間的な長さ、相手の精神状況、相手との体格の違い ・事政・災害の内容、事故・災害に遭った時の状況、被害の程度 ○本人の難信、惡怖、遇鼠の度 ・当来事に是合う程度が否か(本人の難信等が、暴行等又は事故・災害の内容等(に見合った程度のものかどうかを含む)
		〇児童・生徒から激しい発行を受け負傷した。 場合	
		〇乗客から激しい暴行を受け負傷した場合 ・	
		〇住民から激しい器行を受け負傷した場合	
		〇住民から激しい脅迫を受けた場合	
		〇寧故により、人体に複めて危険なウィルス に懸染し、かつ治療が非常に困難である場 合	
		〇児養・生徒の 悲惨な事故死に遭遇した場 合	ξ.
		〇鹿者の事故死に直接関与した場合	
		○教師活動の際に、老修な現場に遭遇した 場合	
		〇乗っていた船が沈没するなど、大規模な事 故に通過した場合	
		〇転済事故等に違い、負傷した場合	
		〇大型の災害に伴う二次災害回避のための 対応を行う必要が生じた場合	

2 仕事の 質・最 (1) 仕事の 内容	・制度の創設等に携わった ・重大率故、大規模災害の 調査、復旧作業等に従事した ・田野な対外折衝等を行った。 ・社会問題化した事態に対 応した ・住民生活に直接影響を与 える電粉に従事した ・住民の生命に直接関わる 薬物に従事した	〇新刻度の創設、大規模な行事、イベント等の開催率備、運営などのため一定期間昼夜の別なく集中的に振わった場合 ○その成否が住民生活等に大きな影響を及ぼす対外的な折衝に責任者として対応し精神的緊張を強いられた場合 ○正場の異なる国の機関、他の地方公共団体及び関係団体等との間に立って一定の方向性を出すための選得、調整の作業に従事した場合 ○高度な調査技術が必要とされる選法行為の損差などの業務に従事し、関係者と軋轢を生じる既しい対応のあった場合	〇學務の報品度 ・新制度の朝段、事故への対応零日常的でない出来事の有無 - 職場で同様の楽器を行っている陸負の 業務の質との比較 ・率務の要求水準と本人の処理能力・業 発験とのギャップ 〇処理期限があることに伴う作業の密度 ・処理期限があることに伴う作業の密度 ・期限に間に含わない場合の影響 〇寅任の軽更 ・率務の執行体制(集団体制、専任制の 別) ・仕事の成否の藁大性 〇箱神的髪服の大小 ・緊張の程度、持続期間 〇数員性の有無 ・他律的な業務か否か
		〇大型公共事業プロジェクトの教行に関し、 判害の異なる関係者間の調整が発航するなど困難な事態に原面することとなった場合 〇住民の生命財産等に関わる楽器の処理のため、限られた期間内に、大量の作業を行わなければならなかった場合	,
(2)仕事の 金(動務時 間の長さ)	・聚島的な衆務のため、休日 動務や深夜動務を含む長崎 関動務を行った	〇事故、災害への対応等行政上の必要から、集中的な対応を求められる業務の上め、 長時間勤務が続き、生理的に必要な最小限 度の睡眠時間が確保できなかった場合 〇条例案時の作成、対外折衝等の対応が長 丁場となり、密度の漁い時間外勤務、深茂勤 務、休日出動が観き、長期にわたり、善養し た疲労の回復ができなかった場合 〇緒正子第の成立に伴う事業執行計画の急 な変更に伴い、作業工程の変更、必要なデー 夕収集その他の膨大な作業が一時期に集中 した場合	〇勤務時間数 ・災害発生前6か月間の時間外勤務、休日動務、既在勤務の時間数 〇本務量の相対的比較 ・執場で同様の業務を行っている環長の 処理量との比較 〇種眠時間の健保 ・心身の疲労の整複をさせない程度の延 眠がとれているか否か
(①野猪等 服	・長期間にわたり宿泊を伴う 一般に従事した ・休日や勤務時間外に緊急 の呼び出しを受けた	〇住民の生命財運等に関わる収急・消防率 務等のため、勤務時間外においても不規則 的に対応を求められることが相当の頻度で あった場合	〇独務の体制 - 交替制、変則勤務の状況 - 交替制、変則勤務の状況 - の動務の不規則性の有無 - 深夜動発、宿日直動務の有無と回数、正規の勤務時間外の緊急対応の有無
3 役割・地位等の変化(1)異動	・繁忙部著作與動した ・専門知識を必要とする来 後に未秘験者として従事した ・初めての動務地に単身で 胜任し、生活環境が大きく変 わった	○行政事務のシステム化に関する不慎れなコンピュータ業務に異動し、類発するトラブルへの対応に退われた場合 ○配属先で施責を担いながら、業務知識・経験の乏しさから期待された役割が果たせず誠しい状況に置かれた場合 ○異則時に累化期であったため、業務知識の習得を行う時間が確保できないまま、日々の差し迫った対応を求められる場合 ○これまで経験したことのないような高度な企画、立案業務又は予算、事業のとりまとめ 調整業務に従事することとなった場合	〇般務内容の変化の度 ・電場の一般的な異動か返接人事か ・異動前の業務と比較して、殿務内容の 困難性、実務量が増大したか ・理楽部門から予算業務の統括部門、企 密・立案部門への臭動等 〇職務の困難性と適応能力、総験と仕 事のギャップ ・裏勢た業務の阻難度と本人の能力・経 既等との比較 〇動務環境・生活環境等の変化の便 ・転居・単身配任の有無

~

(2)昇任	でである地位に就いたが 配査を果たせなかった 、	〇初めて管理域になり、楽務・人事管理の責任に加え、困難な野菜事項の処理を期得された場合 〇等門技術的な業務に従事する臨身が、昇進等に伴い、新規事業の予算要求、組織改績など不慣れな組織マネージメントの困難な業務に従事することとなった場合	〇衆務困難性の変化の度 ・身任後の楽務の困種度と本人の能力・ 経験等との比較 〇賢任の変化の度 ・瞬場の一般的な異動か振潑人事か ・昇氏後の地位・役割の重要度
4 楽溶の 執行体制	・組織の合理化等により即下が減り、業務が繁忙になった ・業務を一任されて一定の ・業務を一任された ・業務の過望を訴えたが、配 達されなかった	〇上司等の繁忙又は特定の専門知識を要する事情のため、業務の悩みを相談できず、困 駐な事態を打開できない状態が続いた場合	〇仕事の要求水率が一般的に求められる処理能力を起えた過大な生のかどうか 〇本人に特に負担のかかる事情の有無・スタッフの大幅な実動・組織の含理化に伴う定員の削減・併任休制による本人の業務負担 〇家務上の課題等の相談・サポート体制・業務上の認みを周囲の実務繁忙、専門分野の違い等で一人で抱え込むなどの零情の有無 〇選男な業務負担を抱えた機員の状況に対する当局の認成の有無 〇本人の訴えに対する当局の対応
		〇仕事の要求水準に処理能力が進せず、適 応性、能力等に無理のある状況で、当局が 配定や経験措置を誘じなかった場合	
		〇繁忙部署で、新卒者でありながらペテラン と同権の対応を求められ、 厳しい相導や注意 を受ける反面、フォローが十分でなかった場 合	・仕事のやり方の見直し ・応程体制の確立等の償置や配慮の有 無
5 仕事の 失敗、受任 閉当の発 生・対処 (1)仕事の 失敗	・業務に支障を生じさせる実 敗をした ・失敗の買任を厳しく問われた	〇社会的な関心を特たれる案件の処理で対 応を誤り、行致に対する住民の信頼を低下さ せた場合	〇失敗の程度 ・日常的なものか否か、問題化するような大きなミスか否か 〇失敗への本人の関与の程度 ・失敗の原因 ・本人の過失の程度 〇問責等の有無
	,	〇家位案務を任せた部下権員が自殺したた め、管理監督責任を問われた場合	・比資、度収処分等、責任をどのように関われたか 〇損害の発生と種医 ・業務への支障の有無 ・対外的影響 ・フォローの余地
(2)不祥等 の発生と対 処	・行政上の不平原が発覚し、 質任を進及された - 受任者として事感の収拾に 当たった	〇大岩な不祥事が発覚し、社会的な批判を受ける中、 責任者として事後的な対応に迫われた場合	〇事態の運大性の程度 ・社会的影響の有無 ・薬狭文障の有無 〇本人の立場 ・対外的に責任者としての対応を求められるか否か 〇事態の収拾等の内容 ・関係者への別罪 ・捜査機関への対応等
日 対人間 係等の酸 場項境	・職場でひどい疑がらせ、い じめ、又は暴行を受けた ・職場でセクシュアル・ハラス メントを受けた ・職場の上司と人間関係でト ラブルがあった	〇上町移から業務指導等の範囲を逸脱し、 人格や人間性を否定するような娘がらせ、い じめ、又は暴行を受けた場合	〇歳場での上司等との関係 ・トラブル等の有無、その程度・内容、継 総期間 ・周囲の反応 ・当局の対応
	・駐場の同僚と人間関係でト ラフルがあった	〇上司等から教協にセクシュアル・ハラスメントを受け、止めるように頼んでも無視される状態が一定期間続いた場合	
	・公務に関連し、住民からひ どい城がらせ、いじめ又は 最行を受けた ・保護者からひどい城がら せ、いじめ又は銀行を受け	〇住民から人格や人間性を否定するような嫌 がらせ、いじめ、又は最行を受けた場合	〇住民等とのトラブルの状況 ・トラブル等の有無、その程度・内容(住民・保護者等の冒動及び学扱運営の困 建さ等の程度・内容を含む)、抵抗期間 ・周囲の反応
•	た ・児童・生徒との関でトラブ ルがあった	○保護者から人格や人間性を否定するような 遊がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合	・当局の対応
,		〇用圏のサポートが不十分な中、問題のある 生徒の行動の改善や困難なクラス適當への 対応に当たらなければならなかった場合	

- (注) 業務負荷の分析に当たっては、以下の事項を参考にすること。
- 1 別寮を用いた業務負荷の分析については、以下のとおり行う。

22

- (1) 発症前おおむね6か月間の薬務負荷について検討すること。 精神疾患の発症前おおむね6か月間の業務に関して、精神的又は肉体的 な負荷について検討すること。なお、過重な負荷を伴う業務が精神疾患の 発症の6か月より前から続いている場合には、その点に留意して検討する
- (2) 別表の「出来事例」を参考に業務に関する出来事を洗い出し検討すること。

業務に関する出来事について、別表の「業務負荷の類型」欄の類型ごと に、同表の「出来事例」欄に掲げる出来事例を参考にして洗い出し、その 業務負荷の程度について検討すること。

特に、制度の創設、事故への緊急的な対応などの業務に従事した場合には、日常的に慣れた負荷とは異なる、過重な負荷を受けた可能性があることから、具体的な検討を行うこと。

なお、別表の「出来事例」は例示であるので、これらを行っていたことが直ちに公務起因性があると認められるものではないが、個別事案の判断に当たっては、「出来事例」及び「過重な負荷となる可能性のある業務例」を参考としながら、「業務負荷の類型」ごとに「着眼する要素」について検討を行うこと。

(3) 別表の「着眼する要素」を参考に多面的に負荷を分析すること。

業務負荷の過重性の判断に当たっては、例えば、業務の内容であればその難易度、精神的緊張、責任の軽重、強制性、裁量性の有無など、様々な 角度から検討が必要となることから、負荷の過重性の分析に際しては、別 表の「着眼する要素」欄に掲げる事項を参考に多面的な検討を心がけること。

(4) 別表の「過重な負荷となる可能性のある業務例」に留意すること。 別表の「過重な負荷となる可能性のある業務例」欄に掲げる業務例は、 過去に公務上の災害と認定した事例等を参考にまとめたものであり、類似 の事案が直ちに公務起因性があると認められるものではないが、精神疾患 の発症原因とするに足る強度の負荷を受けた可能性があることを十分に留 意し、傾瞰に検討する必要があること。

- 2 時間外勤務の過重性については、以下のとおり検討する。
- (1) 過重性検討の考え方

時間外勤務(勤務を要しない日における勤務を含む。以下同じ。)の分析に当たっては、時間外勤務の時間数だけでなく、時間外勤務の必要性、勤務の密度及び内容、時間帯、不規則性、実質的な睡眠時間の確保等の事情を総合的に検討する必要がある。

(2) 発症の時期と時間外勤務

時間外勤務時間の増加は精神疾患の発症による動務能率の低下に伴うものであることもあり得ることから、精神疾患の発症の時期と時間外勤務の増加の関係についても十分注意する必要がある。

- (3) 時間外勤務の負荷の過重性を検討する視点
 - ア 時間外勤務については、時間外勤務命令簿による時間数、時間帯だけ に奢眼するのではなく、職場内に限らず被災職員の実際の業務に関連す る行動の実態に十分留意すること。
 - イ 時間外勤務の負荷の分析に当たっては、その原因、業務の内容、業務 の執行体制等の総合的な検討が必要であり、以下の点に留意すること。
 - (ア) 時間外勤務を行うことが必要になった原因、事情 特別の出来事への緊急的対応、異動直後の環境変化に伴う影響等
 - (イ) 時間外勤務により行った業務の内容
 - ○業務の難易度(負荷の強い業務の有無、成否の重大性)
 - ○処理期限の有無と結果
 - ○時間外勤務による対応が必要であった業務の継続期間
 - ○当時、業務に一定の区切りのつく見通しがあったか否か
 - (ウ) 時間外勤務を行った際の執行体制
 - ○上司の指導、同僚等の応援、協力の有無
- 3 職場の支援・協力等は、業務による負荷を緩和させる上で重要な役割を 果たすと考えられるので、仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、 責任の分散等上司、同僚等による必要な支援、協力がなされていたか等に

ついて検討すること(別表においては、対応する「着限する要案」欄に職場の支援・協力等に関する事項が明記されている「業務負荷の類型」もあるが(例:「業務負荷の類型」の「4業務の執行体制」に対応する「着限する要素」中「業務上の課題等の相談・サポート体制」)、それら以外の「業務負荷の類型」についても、必要に応じ、職場の支援・協力等の状況について、検討すること。)。

1 出来郷の洗い出し

まず、公務災害器定請求害等を基に、精神疾患等の原因とされる業務に関する出来事(対人関係のトラブル等を含む。以下「当該出来事」という。)を洗い出し、それらが「業務負荷の分析表」(以下「別表」という。)の「業務負荷の類型」欄の類型及びそれに対応する「出来事例」欄の出来事例のうち、どの類型及び出来事例に当てはまるか検討する。

なお、当該出来事が「出来事例」欄のどの出来事例にも当てはまらない場合には、それらがどの「出来事例」欄の出来事例に近いのかを類推して検討する。

この検討の結果を踏まえ、「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務 起因性判断のための調査事項について」(平成11年9月14日地基補第1 74号)(以下「調査事項通知」という。)の別紙4「業務負荷に係る調査票」 (以下「調査票」という。)の「出来事」欄に当該出来事の概要を記載する (当該出来事が複数ある場合には、それぞれ記載する。)とともに、調査票 の「業務負荷の類型」欄及び「出来事例」欄に、それぞれ、当該出来事を当 てはめた別表の「業務負荷の類型」欄の類型及び「出来事例」欄の出来事例 を記載する。

2 「着眼する要素」に照らした調査

次に、1で当てはめた「業務負荷の類型」欄の類型に対応する「著限する 要素」欄の各要素について、請求者及び任命権者等に対して、十分な関金を 行う(調査の結果、必要に応じて、請求者等に追加の調査を行う。)。なお、 職場の支援・協力等の状況についても、必要に応じ、調査する。

この調査の結果を踏まえ、調査票の「着眼する要素」欄に、各要案ごとに関係する事実関係を記載する。

3 時間外勤務の把握

常態的な長時間勤務が強いストレスの要因になり得ることにかんがみ、事 案の調査に当たっては、その内容に応じ、時間外勤務(勤務を要しない日に おける勤務を含む。以下同じ。)の実態について適切に把握することが重要 である。特に、時間外勤務の検討に当たっては、時間外勤務の時間数のみな らず、時間外勤務をせざるを得なかった原因、事情や、時間外勤務において 実際に行っていた業務内容(実際に行っていた具体的な業務内容が特定できない場合には、時間外勤務をせざるを得なかった原因、事情等から推測される業務内容)等についても把握する必要がある。

そのため、2の調査と平行して、時間外勤務について、以下の方法により把握する。

(1) 時個外勤務

時間外勤務の状況については、時間外勤務命令簿、時間外勤務報告書等により確認するが、時間外勤務を記録しない職員(時間外勤務命令簿等によっては実態が適切に把握できない職員を含む。)については、退庁記録、タイムカード、上司・同僚・部下等の証言、現認書等の資料により、時間外勤務の実態(時間外勤務の時間数、それを行うことが必要になった原因・事情、業務内容等を含む。)を確認する。

その結果を踏まえ、調査事項通知の別紙1「災害発生前1か月間の勤務 状況調査票」及び別紙2「災害発生前6か月間の勤務状況調査票(災害発 生前1か月間を除く)」において、それらの別紙の「時間外勤務時間数等」 の欄に時間外勤務の時間数を、「勤務の概況」の欄(別紙1については、「勤 務の概況」の欄の「正規の勤務時間終了時刻以降」の欄)に又は適宜別紙 1及び別紙2の添付資料として時間外勤務の原因・事情、その業務の内容 その他時間外勤務の過重性の検討に当たって考慮すべき事項(業務の難易 度や処理期限の有無等)をそれぞれ記載するとともに、その機拠となった 資料(時間外勤務命令簿、時間外勤務報告書、退庁配録、タイムカード、 上司・同僚・部下等の証言、現認書等の資料)を記載し、関連資料の写し 等を添付する。

(2) 自宅等での作業

自宅等での作業については、当該作業の内容、時間数及び根拠を調査する。その際、自宅等で作業せざるを得ない事情(緊急性、必要性等)及び 具体的な成果物について確認する。

その結果を踏まえ、開査事項通知の別添 2 「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査票(I)」の「8 災害発生前の 勤務状況等に関する事項」の「(4) 自宅等での報告書等作成の有無」の欄及び別添 3 「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査票(2)」の「1 災害発生前の生活状況等に関する事項」の「(7) 自宅等での報告書等作成の有無」の欄に配載する(成果物がある場合は添付する)。

なお、自宅等での作業の過源性の判断に当たっては、自宅等での作業は 任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行 うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等 に評価されるものではない。ただし、自宅等で作業せざるを得ない諸事情 が客観的に証明された場合については、例外的に発症前に作成された具体 的成果物の合理的評価に基づき、付加要因として評価することとなるので 留意する。

4 業務負荷の程度の検討

最後に、調査票その他の関係資料等(3の時間外勤務の把握の結果を含む。) に基づき、当該出来事について、「着限する要素」に照らし、業務負荷の程度の検討を行う。その際、「過重な負荷となる可能性のある業務例」について参考にする(ただし、「過重な負荷となる可能性のある業務例」の類似の事業でない場合であっても、同様に「着眼する要素」に照らして適切に検討する)。

なお、業務負荷の程度の検討に当たっては、別表の(注)も参照する。